

○東温市地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱

(平成 18 年 4 月 1 日告示第 31 号)

改正 平成 19 年 3 月 30 日告示第 21-3 号 平成 22 年 3 月 30 日告示第 25 号
平成 25 年 3 月 27 日告示第 31 号 平成 26 年 3 月 10 日告示第 23 号
平成 27 年 2 月 26 日告示第 24 号 平成 28 年 3 月 30 日告示第 80 号
平成 29 年 3 月 30 日告示第 36 号 平成 30 年 3 月 29 日告示第 30 号

東温市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱(平成 16 年東温市告示第 61 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この告示は、太陽エネルギーを利用する機器を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、地球温暖化の防止を推進するとともに、環境保全意識の高揚を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において「対象システム」とは、住宅の屋根等に設置した不凍液等熱交換するための熱媒を強制循環する集熱器及び地上等に設置した蓄熱槽から構成され、給湯及び暖房に利用する太陽熱高度利用システムで、未使用のものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者は、市内に対象システムを購入し設置した者で、次に定める要件を満たすものとする。

(1) 自ら居住する市内の一戸建て住宅(居住の用に供する部分の床面積が総床面積の 2 分の 1 以上である店舗等との併用住宅を含み、賃貸住宅を除く。)に太陽熱高度利用システムを設置した者又は建売住宅供給者等から自ら居住するために市内の太陽熱高度利用システム付き住宅を購入した者であること。

(2) 市税等を滞納していない者であること。

2 対象システムに対する補助金の交付は、同一の年度において 1 回限りとする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、4 万円(定額)とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)

は、対象システムの設置工事を完了した日から6月以内に、東温市地球温暖化対策機器設置補助金交付申請書(様式第1号)に市長が必要と認める書類等を添付して、市長に申請しなければならない。

(交付の決定及び補助金の額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に東温市地球温暖化対策機器設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 交付が不相当と認められる場合には、東温市地球温暖化対策機器設置費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、東温市地球温暖化対策機器設置補助金請求書(様式第4号)を提出し、市長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求があったときは、その日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(手続の代行)

第8条 申請者は、第5条に規定する申請その他の手続について、対象システムを販売するもの(以下「手続代行者」という。)にこれらの手続の代行を依頼することができる。

2 手続代行者は、依頼された手続を誠意を持って実施するものとする。

3 市長は、手続代行者がこの告示に規定する手続を偽りその他の不正の手段により手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、手続の代行を停止することができるものとする。

(処分の制限)

第 9 条 補助事業者は、補助金の交付を受けた対象システムを法定耐用年数の期限内において、廃棄、売却等により処分しようとするときは、あらかじめ東温市地球温暖化対策機器処分承認申請書（様式第 5 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による処分の承認申請があったときは、その内容を審査し、東温市地球温暖化対策機器処分承認（不承認）通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第 10 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前条の規定に違反して対象システムを処分したとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか市長が必要と認めるとき。

（補助金の返還）

第 11 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第 12 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行前に、東温市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成 16 年告示第 61 号）第 4 条第 1 項の規定により予約の申込みがあった補助金の交付については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の日前に、この告示による改正前の東温市地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱（平成 18 年告示第 31 号）第 5 条第 1 項の規

定により予約の申込みをした者に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日告示第 21-3 号)

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 30 日告示第 25 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の様式による用紙で、この告示の施行の際、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 3 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の東温市地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱(平成 18 年告示第 31 号)第 5 条 1 項の規定により予約の申込みをした者に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 3 月 27 日告示第 31 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 10 日告示第 23 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 2 月 26 日告示第 24 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の東温市地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱(平成 18 年告示第 31 号)第 5 条第 1 項の規定により予約の申込みをしたものに係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 3 月 30 日告示第 80 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 30 日告示第 36 号)

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 29 日告示第 30 号)

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

東温市地球温暖化対策機器設置費補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 6 条関係)

東温市地球温暖化対策機器設置費補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

東温市地球温暖化対策機器設置費補助金不交付決定通知書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 7 条関係)

東温市地球温暖化対策機器設置補助金請求書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 9 条関係)

東温市地球温暖化対策機器処分承認申請書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 9 条関係)

東温市地球温暖化対策機器処分承認（不承認）通知書

[別紙参照]